

現行の勤務条件に関連する法律事項の分類(概要)

	(非現業職員)	(特定独法職員)	(現業職員)
<b>A 憲法上の要請等による公務員制度の基本原則</b>			
平等取扱原則	国公法 § 27 すべて国民は、この法律の適用について、平等に取り扱われ、人種、信条、性別、社会的身分、門地又は第三十八条第五号に規定する場合を除くの外政治的意見若しくは政治的所属関係によつて、差別されてはならない。	国公法 § 27適用	国公法 § 27適用
成績主義原則	国公法 § 33 職員の任用は、この法律の定めるところにより、その者の受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行わなければならない。	国公法 § 33適用	国公法 § 33適用
<b>B 勤務条件の決定の枠組み</b>			
情勢適応の原則	国公法 § 28① この法律に基いて定められる給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。その変更に関しては、人事院においてこれを勧告することができる。これを怠つてはならない。 ② 人事院は、毎年、少くとも一回、俸給表が適当であるかどうかについて国会及び内閣に同時に報告しなければならない。給与を決定する諸条件の変化により、俸給表に定める給与を百分の五以上増減する必要が生じたと認められるときは、人事院は、その報告にあわせて、国会及び内閣に適当な勧告をしなければならない。	国公法 § 28① この法律に基いて定められる給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。(通則法 § 59①により後段は適用除外)	国公法 § 28① この法律に基いて定められる給与、勤務時間その他勤務条件に関する基礎事項は、国会により社会一般の情勢に適応するように、随時これを変更することができる。(給特法 § 7①により後段は適用除外)
職務給の原則	国公法 § 62 職員の給与は、その官職の職務と責任に応じてこれをなす。	通則法 § 57① 特定独立行政法人の職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、かつ、職員が発揮した能力が考慮されるものでなければならない。	給特法 § 3① 職員の給与は、その職務の内容と責任に応ずるものであり、且つ、職員が発揮した能力が考慮されるものでなければならない。
俸給表の定め	国公法 § 64 ①前条に規定する法律(以下「給与に関する法律」という。)には、俸給表が規定されなければならない。	なし	なし
給与の支給の基準等		通則法 § 57② 特定独立行政法人は、その職員の給与の支給の基準を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。	給特法 § 4 農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者は、職員に対して支給する給与について給与準則を定めなければならない。 (注)給与準則による支出額については、給特法 § 5により予算総額による制約がある。
非現業公務員、民間の賃金等への準拠	国公法 § 64② 俸給表は、生計費、民間における賃金その他人事院の決定する適当な事情を考慮して定められ、かつ、等級ごとに明確な俸給額の幅を定めていなければならない。	通則法 § 57③ 前項の給与の支給の基準は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員の給与、民間企業の従業員の給与、当該特定独立行政法人の業務の実績及び中期計画の第三十条第二項第三号の人員費の見積りその他の事情を考慮して定められなければならない。	給特法 § 3② 職員の給与は、一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)の適用を受ける国家公務員及び民間事業の従業員の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。
給与に関する法律に定めるべき事項 (注:右は現行規定であり、規程等で定めることとする場合には、「法律」が「規程等」に変更される。)	国公法 § 65 ①給与に関する法律には、前条の俸給表のほか、次に掲げる事項が規定されなければならない。 一 初任給、昇給その他の俸給の決定の基準に関する事項 二 官職又は勤務の特殊性を考慮して支給する給与に関する事項 三 親族の扶養その他職員の生計の事情を考慮して支給する給与に関する事項 四 地域の事情を考慮して支給する給与に関する事項 五 時間外勤務、夜間勤務及び休日勤務に対する給与に関する事項 六 一定の期間における勤務の状況を考慮して年末等に特別に支給する給与に関する事項 七 常時勤務を要しない官職を占める職員の給与に関する事項 ② 前項第一号の基準は、勤続期間、勤務能率その他勤務に関する諸要件を考慮して定められるものとする。 国公法 § 67 人事院は、第二十八条第二項の規定によるもののほか、給与に関する法律に定める事項に関し、常時、必要な調査研究を行い、これを改定する必要を認めるときは、遅滞なく改定案を作成して、国会及び内閣に勧告をしなければならない。	なし	なし
勤務時間等に関する定め	なし  (C欄の一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律で具体的内容を規定)	通則法 § 58 ① 特定独立行政法人は、その職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定め、これを主務大臣に届け出るとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。 ② 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。	給特法 § 6 ① 農林水産大臣又は政令の定めるところによりその委任を受けた者は、職員の勤務時間、休憩、休日及び休暇について規程を定めなければならない。 ② 前項の規程は、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律(平成六年法律第三十三号)の適用を受ける国家公務員の勤務条件その他の事情を考慮したものでなければならない。
<b>C 具体的な勤務条件</b>			
俸給表の種類・額、手当の種類・額	一般職の職員の給与に関する法律	なし  (協約、就業規則、給与の支給の基準で規定)	なし  (協約、就業規則、給与準則で規定)
勤務時間、休暇	一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律	なし  (協約、就業規則、勤務時間等の規程で規定)	なし  (協約、就業規則、勤務時間等の規程で規定)

国公法…国家公務員法、通則法…独立行政法人通則法、給特法…国有林野事業を行う国の経営する企業に勤務する職員の給与等に関する特例法